

違反是正事例（事例5－3）

テーマ < 瑕疵ある設置許可及び完成検査に係る給油取扱所の違反処理 平成12年 >

- ▶ 設置許可時に構造の一部に不備があるのを確認せずに許可し、さらに完成検査も終了させ、完成検査済証を交付している屋外給油取扱所で、立入検査で不備を指摘し、改修させた違反処理の事例。

施設の概要

- | | | |
|----------------|-----------------|----------------------|
| (1) 危険物屋外給油取扱所 | 設置許可 | 昭和62年2月13日 |
| | 完成検査 | 昭和62年7月20日（完成検査済証交付） |
| (2) 所有者 | 有限会社N商事（代表取締役A） | |

1. 違反処理の概要

(1) 違反覚知の端緒

消防署では、設置当時から、概ね年に1度程度で立入検査を実施してきたが、平成10年9月の立入検査で事務所外壁の一部に構造違反があったことなどを発見した。

法令違反の状況は次のとおりであった。

- ① 事務所外壁の一部が不燃構造となっていない（約75㎡）。
- ② 防火塀の一部に幅5mにわたって、高さが50cm低くカットされていた。
- ③ 地下の専用タンク6基について気密点検が行われていなかった。

消防署で、上記の違反内容について、その経過などを調査したところ、①の違反については設置許可が行われた時点で、その構造の不備を見落として審査していたことが確認され、これを完成検査でも見落としていたために長い間事務所建物の一部の構造違反が放置されてきた事実が明らかになった。

②及び③の違反については、前年の平成9年に行われた立入検査の直後、有限会社N商事代表取締役Aの指示で改造されていたことが確認された。

(2) 違反事項に対する処置

上記のような屋外給油取扱所の法令違反に対し、消防では平成10年から約1年近く次のような指導をした。

- ア 事務所外壁の構造違反については、設置許可及び完成検査等に際し、消防機関の審査ミスが問題であるが、基本的には、構造違反部分を変更許可の手続きを経て改善していくことがいと判断し、改修のための変更許可申請を早急に行うこと。
- イ 防火塀のカットに係る違反に対する改善としては、所定の高さ（2m以上）以上になるように防火塀を改修すること。

ウ 専用タンクの気密点検の違反については、早急に当該点検を実施して、その結果を消防に報告すること。

(3) 関係者の対応（有限会社N商事代表取締役A）

消防の指摘に対し、どれも適切ではないと次の内容で反論し、一向に改善の意思を示さない状況であった。そのことから違反処理に移行することにした。

ア 事務所外壁の構造違反

「そもそも消防が許可やその後の完成検査をミスしたことで生じているのだから、基本的には消防側の配慮で解決すべき問題で、N商事として直接対応しなければならないものではない」

イ 防火塀の違反

「カットした防火塀の外側は、現状が空き地の状態であるから、延焼防止という点から考えても防火塀は本来必要ない部分と考えられる。」

ウ 専用タンクの気密点検未実施の違反

「毎日の始業及び就業時の量のチェックから漏洩は考えられない」

(4) 違反処理の方針

各違反事項について、次の違反処理方針を決定した。

ア 事務所外壁の構造違反

そもそも設置許可に構造違反を見逃すというミス（瑕疵）が存在したので、先ず、変更許可の申請を行う旨の警告を行った後で、これに従わなければ消防法第12条第2項の改善命令を発出する。

イ 防火塀の違反

防火塀の復旧についての警告の後、不履行に対して消防法第12条第2項の改善命令を発出する。

ウ 専用タンクの気密点検の未実施

基本的に消防法第12条の2第1項第5号を背景に気密点検の実施を警告し、その後、当該規定に基づく使用停止命令を発出する。

(5) 平成12年2月、警告書の交付

違反処理の方針に沿って、各違反に対して警告書を発したが、警告書に示した履行期限までに改善が図られなかった。

(6) 平成12年11月、改善命令及び使用停止命令の発出

三つの消防法令違反について、命令のために、一括して「弁明付与の事前手続」を行ったところ、有限会社N商事からは何らの弁明も行われなかったため、同年11月に消防法第12条第2項の改善命令及び同法第12条の2第1項の使用停止命令を発出した。

2. 違反処理の完結

命令後、いずれも示した履行期限内に改善が図られ、気密点検も使用停止命令書の交付翌日には完了した。

(事例 5-3) グループ検討

テーマ < 瑕疵ある設置許可及び完成検査に係る給油取扱所の違反処理 平成12年 >

1. 瑕疵ある許可の改修について

許可に伴う審査ミスで、違法性のある設置許可がなされ、10年近く立入検査を受けていた危険物施設は、明白な理由を説明しない限り、許可の公定力が働いているものとみられますが、この場合の許可の公定力と、基準不適合に関する違反処理について検討してください。

2. 規制基準の適合について

隣地が空地である防火塀の高さ（危政令第17条第19号）に対して、措置命令をもって基準に適合させることについて、検討してください。

3. 危険物の漏えい確認なしに、気密検査の遅滞を理由に措置命令を発出することについて

地下の専用タンクから漏えいしている事実、あるいはその疑いをきちんと確認せず、気密検査にまで給油取扱所の使用停止命令を発出したことについて、気密検査の不履行を理由とする許可施設の使用停止命令について、検討してください。

アドバイザーが付加提示した課題の検討及びその他、グループで意見が出た内容